

議案第 50 号

訴えの提起について

次のとおり、建物明渡請求の訴えを提起したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

平成 24 年 2 月 15 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 当事者

原告となるべき者 川 崎 市

被告となるべき者 * * *

2 請求の要旨

被告となるべき者は、建物明渡請求に係る市営住宅（以下「本件市営住宅」という。）を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にもかかわらず、これに応じなかった。

そこで、本市は、被告となるべき者に対し、本件市営住宅に係る市営住宅明渡請求書を送付し、本件市営住宅の明渡しの請求を行った。

しかしながら、被告となるべき者は、その後も明渡しをしないため、建物明渡請求の訴えを提起したい。

3 本件に関する取扱い

本件の訴訟は、弁護士に委任する。

参考資料

事 件 の 概 要

- 1 本市は、被告となるべき者の夫（以下「旧使用者」という。）に対し、建物明渡請求に係る市営住宅（以下「本件市営住宅」という。）への入居を許可し、旧使用者は、平成8年9月1日から居住を開始したが、その後死亡した。
- 2 被告となるべき者は、本件市営住宅に旧使用者と同居していたが、旧使用者の死亡後に住宅使用の承継に係る本市の許可を受けず、現在も何ら権原なく本件市営住宅を占有している。
- 3 被告となるべき者は、本市の再三にわたる退去の要求にもかかわらず、これに応じなかつたため、本市は、平成23年8月26日付けで被告となるべき者に、市営住宅明渡請求書を送付し、本件市営住宅を同年12月26日までに明け渡すよう請求した。
- 4 しかしながら、被告となるべき者は、期限までに本件市営住宅の明渡しをせず、その後も本市の明渡請求に応じないため、建物明渡請求の訴えを提起するものである。